

## 吸収分割並びに暗号資産交換業及び金融商品取引業の廃止の公告

当社（乙）は、吸収分割により SBI VC トレード株式会社（甲、住所東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号）に対して当社の暗号資産交換業及び金融商品取引業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙 官報

掲載の日付 令和 6 年 8 月 8 日

掲載頁 40 頁（号外第 187 号）

（乙）掲載紙 官報

掲載の日付 令和 6 年 11 月 21 日

掲載頁 88 頁（号外第 271 号）

また、当社は、令和 7 年 3 月 8 日をもって、上記記載の吸収分割により、当社の行う暗号資産交換業及び金融商品取引業に係る事業に関する権利義務の一部を SBI VC トレード株式会社に承継し、暗号資産交換業及び金融商品取引業の全部を廃止することにいたしました。

資金決済に関する法律第 63 条の 20 第 5 項に規定する暗号資産交換業に関し管理する利用者の財産の返還方法及び金融商品取引法第 50 条の 2 第 8 項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、次のとおりとします。

- 1、令和 7 年 3 月 4 日時点において当社にトレード口座及びウォレット口座を保有のお客様の暗号資産の残高及び日本円については、上記の吸収分割により令和 7 年 3 月 8 日に SBI VC トレード株式会社の口座に移管しますので、当社から返還する暗号資産又は日本円はございません。なお、当社の全てのお客様について、令和 7 年 2 月 22 日午前 7 時 0 分 0 秒に、未決済のレバレッジポジションが残存している場合には、同ポジションについて、当社が強制的に決済します。
- 2、上記 SBI VC トレード株式会社の口座に移管せずに当社との契約の解約を希望される場合、次の（1）、（2）の手続を行っていただきます。
  - （1）お客様の暗号資産残高については、令和 7 年 3 月 1 日午前 11 時 59 分 59 秒までに、日本円へ換価いただき、トレード口座から金銭の全ての残高をウォレット口座に振り

替えて、トレード口座には残高のない状態にさせていただきます。レバレッジ取引については、令和7年2月22日午前6時59分59秒までにお客様にレバレッジポジションを決済いただき、トレード口座から金銭の全ての残高をウォレット口座に振り替えて、トレード口座には残高のない状態にさせていただきます。なお、上記のとおり、令和7年2月22日午前7時0分0秒に、未決済のレバレッジポジションがある場合には当社が強制的に決済します。

- (2) 令和7年3月1日午前11時59分59秒までに、ウォレット口座内の金銭の全ての残高について銀行口座への送金依頼を行い、当社との契約の解約依頼をしていただきます。
- (3) 上記(1)、(2)の手続をそれぞれの期限までに完了したお客様に対しては、銀行口座への送金依頼のあった金銭を令和7年3月3日に銀行振込の方法で返還します。

以上、資金決済法第63条の20第3項の規定及び金融商品取引法第50条の2第6項の規定に基づき、公告をいたします。

令和7年2月5日

東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
東京日本橋タワー10階  
株式会社 DMM Bitcoin  
代表取締役 松田 昇樹